

大網白里市のキャラクター「マリン」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、大網白里市のキャラクター「マリン」が大網白里市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、大網白里市が所有する「マリン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大網白里市が開催する行事
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等の団体が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 上記以外で、大網白里市の魅力の発信に資する行事や大網白里市との連携協力の下に開催する行事等、市長が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「マリン」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、大網白里市長（以下「管理者」）に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、前条第1号に定める行事については、申請を省略することができるものとする。

2 前項の申請は、次に定める期間に行わなければならない。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

- (1) 借受けしようとする日の属する月の3月前の月の初日から借受けしようとする日の7日前までの期間。ただし、前条第1号に定めるものが申請する場合はこの限りではない。
- (2) 申請は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、申請期限

日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までに申請すること。

3 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 対象行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 大網白里市の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、企業又は政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「マリン」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) 個人・団体のマスコットとして使用するとき。
- (8) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

4 管理者は、着ぐるみの使用を承諾する場合、「マリン」着ぐるみ使用承諾書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

5 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

6 管理者は、第4項に規定する使用承諾の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めるときは、使用承諾の通知を取り消すことができる。

7 管理者は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、「マリン」着ぐるみ使用不承諾書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

（貸出方法）

第4条 着ぐるみを借受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借受け、直接返却する。

2 やむを得ず前項の行為を他社に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

3 着用者は、借受者で対応するものとする。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め7日以内とする。

2 貸出・返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受者の負担とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第3条第5項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中の着ぐるみの汚損は、全て借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用による借受者の被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、管理者は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第11条 借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品、又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年1月1日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づく着ぐるみの貸出しは、借受を希望する行事が平成25年1月1日以降に実施されるものについて適用する。

(申請の準備行為)

3 第3条第1項及び第2項の規定による借受申請については、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条第1項）

「マリン」着ぐるみ借受申請書

年 月 日

大網白里市長 様

申請者住所（所在地）

団体名

代表者名

大網白里市のキャラクター「マリン」着ぐるみ貸出要領を遵守のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 行事名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 行事の目的 及び内容	
5 マリンの役割	
6 対象者及び 参加予定人数	
7 行事に関する 問合せ先	TEL ()
8 借受期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
9 借受担当者	TEL ()

※ 借受を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料（企画書等）を添付すること。

第2号様式（第3条第4項）

「マリン」着ぐるみ使用承諾書

第 号
年 月 日

様

大網白里市長

別添写しにより申請のあった「マリン」の着ぐるみの使用については、下記遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾します。

記

遵守事項

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、裏面の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

貸出日	年 月 日 ()
返却日	年 月 日 ()

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交替するなどして無理のない着用をすること。
- ④ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑤ 「マリン」のイメージの統一のため、着用者は非常時以外は声を出さないこと。
また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑥ 「マリン」は女の子であることから、極力、女の子のような動作に努めること。
- ⑦ 着用する者は、高校生以上で身長160cm～170cm位までであること。また、ウエスト部分が比較的狭いため、そのサイズに適合できる者が着用すること。
- ⑧ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑨ 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑩ 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。

第3号様式（第3条第7項）

「マリン」着ぐるみ使用不承諾書

第 号
年 月 日

様

大網白里市長

年 月 日付けで申請のあった「マリン」の着ぐるみの使用については、下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 行事名
- 2 使用場所
- 3 使用期日
- 4 借用期間
- 5 不承諾の理由